

仕 様 書

1 業務名

札幌市共同利用館電気設備改修業務

2 対象施設

札幌市共同利用館（札幌市白石区本通 20 丁目南 1-56）

3 履行期限

契約締結の日から令和 3 年 3 月 26 日（金）まで

4 業務概要

本業務は札幌市共同利用館（以下「施設」という。）の屋内照明器具（指定箇所）及び屋外引込開閉器盤（一式）の交換を行うものである。（該当箇所 別添図面等のとおり）

5 業務内容

(1) 屋内照明器具（2階集会室）の交換

ア 台数

3 連結×2 か所、2 連結×2 か所（計 10 台）

イ 器具

LED 照明器具を設置すること。

※現在、東芝電材株式会社及び東芝ライテック株式会社製の蛍光灯器具（形名 S-42ROKL、FT-4231N-100HA）が設置されている。

ウ 仕様（1 台あたり）

以下のとおりとする。

埋込式、定格電圧：100V～242V、器具幅：W324mm程度、埋込サイズ：W300mm程度、質量：2.9 kg程度、光色：昼白色（5000KR_a：83 程度）、定格寿命：40,000 時間以上、器具光束：3800 lm程度、消費電力：25.2W（100V）24.8W（200V）24.8 W（242V）程度、周波数：50/60 Hz、付加機能：S L 端子台/送り端子台付、器具連結可能タイプ、本体材質：鋼板、本体仕上げ色：白、1 年間のメーカー保証付き。

※着工前にメーカー・製品を委託者に報告し承認を得ること。

エ 設置方法等

天井ボード等と設置器具との間を隙間なく仕上げること。また、天井ボード等の加工について必要最小限の範囲で認める。

(2) 屋内照明器具（2階ホール）の交換

ア 台数

1 か所（計 1 台）

イ 器具

LED 照明器具を設置すること。

※現在、東芝電材株式会社製の蛍光灯器具（形名：不明、安定器型番 FBH-40112A）

が設置されている。

ウ 仕様

以下のとおりとする。

逆富士器具、定格電圧：100V～242V、器具幅：W120mm程度、質量：1.8 kg程度、光色：昼白色（5000KRa：83程度）、定格寿命：40,000時間以上、器具光束：2000lm程度、消費電力：13.6W（100V）13.6W（200V）13.6W（242V）程度、周波数：50/60 Hz、付加機能：S L端子台/送り端子台付、器具連結可能タイプ、本体材質：鋼板、本体仕上げ色：白、1年間のメーカー保証付き。

※着工前にメーカー・製品を委託者に報告し承認を得ること。

エ 設置方法等

既存の蛍光灯器具が埋込式であるため、天井ボード等を加工し設置すること。

(3) 屋外引込開閉器盤（一式）の交換

ア 台数

1か所（計1台）

イ 器具及び仕様

- ・引込計器盤用キャビネット

河村電器産業株式会社製（品番 M0101H（K））又は、同等品。

- ・主幹ブレーカ（ノーヒューズブレーカ）

河村電器産業株式会社製（型名 NX53E-50W）又は、同等品。

- ・漏電ブレーカ（単3中性線欠相保護付漏電ブレーカ）

河村電器産業株式会社製（型名 ZLGS63-50TL-30）又は、同等品。

※同等品を使用する場合、着工前にメーカー・製品を委託者に報告し承認を得ること。

ウ 設置方法等

引込計器盤用キャビネット内に各種ブレーカ等を収め、電力計器を視認できるように設置すること。また、外壁の接地痕等について可能な限り仕上げ材等で養生すること。

(4) 発生材処理・処分

交換作業により発生した撤去品、消耗品等は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）に基づき、廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を利用し、適正に処理すること。

なお、処分実施後、交付したマニフェストの写しを委託者に提出すること。

6 一般事項

- (1) 業務の実施にあたり、法律等に基づき資格要件が必要な作業は、当該資格要件を有するものが実施し、電力会社等に申請が必要な場合の対応をすること。
- (2) 交換により不要となった配線等について、絶縁処理を行うこと。
- (3) 業務の実施にあたり事前に、委託者と充分打合せを行い、施設の運営に支障がないよう円滑な進行を図ること。
- (4) 本業務の作業時間は、原則として午前9時30分から午後4時30分の時間内とし、

事前に委託者と調整すること。

なお、施設の管理人が不在である時間帯に作業を実施する場合、施設の鍵を貸与する。貸与した鍵は、受託者において責任をもって管理するとともに、作業終了後は確実に施錠すること。これを怠り、委託者に損害を与えた場合には受託者がその一切の責任を負うこと。

- (5) 本業務に必要な配線器具、工具、養生資材等の必要資機材については、受託者が準備すること。
- (6) 業務完了後の清掃、片付け等については受託者が実施し施設へ引渡すこと。
- (7) 関係法令を順守すること。
- (8) 作業等を行うにあたって知り得た情報等の取扱いには十分留意するとともに、その一切の情報は漏らさないこと。

7 安全の確保について

- (1) 業務を実施するにあたっては、法令を遵守し事故等が発生しないよう十分な配慮を施すとともに、作業員の安全はもとより、施設を利用する市民への安全対策を十分に施すこと。
- (2) 本業務の履行にあたり、受託者を原因とする破損及び事故等が発生した場合は、受託者が一切の責任を負うこと。

8 環境への配慮について

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすように努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など、環境に配慮した運転を心がけること。

9 提出書類（すべてA4サイズとする）

- (1) 業務着手時
 - ・業務着手届
 - ・業務責任者届出書
 - ・作業者名簿
 - ・業務日程表
- (2) 業務完了時
 - ・完了届
 - ・業務写真（実施前、実施後をそれぞれ撮影し提出）

10 その他

この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者との協議により定めるものとする。

11 担当

札幌市市民文化局市民生活部アイヌ施策課 担当：中内 TEL：011-211-2277
(札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所13階)